



新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

個人向け

対象	支援の名称	支援の詳細		問い合わせ先
ひとり親世帯の方	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	児童1人当たり 5万円	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するために給付。	厚生労働省コールセンター 0120-400-903(ひとり親世帯分) 0120-300-466(その他世帯分)
子育て世帯の方 (非課税 または非課税相当)	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)	児童1人当たり 5万円	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯(非課税または非課税相当)の生活を支援するために給付。	杉並区コールセンター(その他世帯分) 03-5307-0340(7/15~10/29) 子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 03-5307-0785
緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	単身:6万円 2人世帯:8万円 3人以上:10万円	緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で一定の要件を満たす生活困窮世帯に対し支給。	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金相談コールセンター 0120-46-8030
家賃が払えない方	住居確保給付金	離職・廃業や休業等に伴う収入の減少により、経済的に困窮し、住居を失っている方や失うおそれのある方に、住居確保給付金の支給とともに、再就職に向けた支援(収入・資産要件・給付上限額・求職活動要件等あり)		くらしのサポートステーション 03-3391-1751
国民健康保険に加入している方	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染あるいは感染を疑われ、療養のため仕事ができない方(給与等の支払いを受けている方に限る)を対象に傷病手当金を支給。 (必ず、事前にお問い合わせ下さい!)		国保年金課国保給付係 03-5307-0328
後期高齢者医療保険に加入している方	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染あるいは感染を疑われ、療養のため仕事ができない方(給与等の支払いを受けている方に限る)を対象に傷病手当金を支給。 (必ず、事前にお問い合わせ下さい!)		東京都後期高齢者医療広域連合問合せセンター 0570-086-519
国公立小中学校に在籍している児童・生徒の保護者の方	就学援助	学校に必要な費用(学用品費・給食費等)の一部を援助。(所得制限あり) ※家計が急変した世帯の方は、お問い合わせ下さい。		学務課就学奨励担当 03-5307-0761
休業した企業の労働者で休業手当がもらえない方	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の8割 11,000円 (日額上限)	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により休業させられた労働者で、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に支給。	厚生労働省 休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276

給付
(もらう)

令和3年7月15日時点の情報です。最新情報は各ホームページ等でご確認ください。

	対象	支援の名称	支援の詳細		問い合わせ先	
貸付 (かりる)	休業・失業等で 困っている方	緊急小口資金特例貸付	最大 20万円	・措置期間 1年以内 ・返済期間 2年以内	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯を対象に貸付。 (必ず、事前にお問い合わせ下さい!)	杉並区社会福祉協議会 生活支援課生活支援係 03-5347-3134
		総合支援資金特例貸付		単身 15万円 2人以上 20万円		
		資金融資・貸付に必要な住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税の各種税証明書の交付手数料を免除します。 ※ただし、証明書コンビニ交付サービスは免除対象になりません。				
猶予	区民税や固定資産税等の納税が難しい方	区民税の納付	収入の減少や損害が発生し、税の納付が難しくなった方には、税の納付の猶予（納期限を一定期間延長）などの相談を受け付けています。各担当にお問い合わせ下さい。		納税課納税第一～第四担当 03-5307-0634・0636	
		自動車税の納付			東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066	
		軽自動車税の納付			課税課税務管理係 03-3312-2111	
		固定資産税など都税の納付			杉並都税事務所 03-3393-1171	
		所得税など国税の納付			国税局猶予相談センター 0120-948-271	
	国民健康保険や国民年金等の保険料の納付が難しい方	国民健康保険料の納付	収入の減少や損害が発生し、各種保険料の納付が難しくなった方には、納付の猶予（納期限を一定期間延長）や分割納付・減免などの相談を受け付けています。各担当にお問い合わせ下さい。		国保年金課国保収納係 03-5307-0374	
		後期高齢者医療保険料の納付			国保年金課高齢者医療係 03-5307-0329	
		介護保険料の納付			介護保険課資格保険料係 03-5307-0654	
		国民年金保険料の納付			ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004	
	公共料金等の支払いが難しい方	水道・下水道・ガス・電気、携帯電話の使用料等の支払い	料金等の支払いが難しい場合は、支払い猶予（納期限を一定期間延長する制度）の延長を行っています。いずれも請求書等に記載の各事業者へお問い合わせください。		契約している各事業者へ問い合わせ	

令和3年7月15日時点の情報です。最新情報は各ホームページ等でご確認ください。



首相官邸ホームページ くらしと仕事の支援策
https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html



東京都ホームページ 支援策(個人向)
https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/information/corona-support-individual.html



文化庁ホームページ文化芸術関係者に対する支援情報窓口
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html